

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	税の徴収に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

税の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

税の徴収に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。

## 評価実施機関名

静岡県焼津市長

## 公表日

令和7年8月12日

[令和7年5月 様式3]

## 項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

## I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	税の徴収に関する事務					
②事務の内容	<p>・「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に基づく、各税、各料金の徴収に係る事務。</p> <p>1 徴収業務 課税情報をもとに、納税者へ納付書等を送付、徴収を行う。      2 収納管理業務 課税及び徴収結果の情報をもとに、収納や、還付、充当等を行う。      3 滞納管理業務 滞納者に対する督促状、催告書の送付や、滞納整理を行う。      4 紳税者宛名管理業務 紳税者の特定や、納税者情報の名寄せ等を行う。      5 紳税証明発行業務</p>					
③対象人数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上30万人未満 ]      1) 1,000人未満          3) 1万人以上10万人未満      2) 1,000人以上1万人未満          4) 10万人以上30万人未満</p>					
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム						
<b>システム1</b>						
①システムの名称	収滞納管理システム(口座システム、収納消込システム、OCR日計システム、滞納整理システム、汎用調定システム、口座収納システム)					
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税義務者、義務者に対する徴収簿の作成、逐次更新。</li> <li>・再発行納付書の発行。</li> <li>・督促状(催告書)、還付通知書の発送。</li> <li>・納税義務者、義務者に関する滞納整理用の調査依頼書、各種通知書の発行。</li> <li>・滞納者の処分状況の管理。</li> <li>・不納欠損、時効完成日の管理。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能。</li> </ul>					
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等      [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>					
<b>システム2~5</b>						
<b>システム6~10</b>						
<b>システム11~15</b>						
<b>システム16~20</b>						
3. 特定個人情報ファイル名						
徴収・滞納整理関係情報ファイル						
4. 個人番号の利用 ※						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24・135の項					
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※						
①実施の有無	<p>[      実施する      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する      2) 実施しない      3) 未定</p>					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48・160の項					
6. 評価実施機関における担当部署						
①部署	行政経営部納税促進課					
②所属長の役職名	納税促進課長					
7. 他の評価実施機関						

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名			
徴収・滞納整理関係情報ファイル			
2. 基本情報			
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	以下、①または② ①各種事務で使用するため、職員、法人、共有代表、医療機関、住民以外の宛名として登録された対象者(納税義務者、義務者、及び納税義務者以外の関係者、世帯員等を含む) ②①かつ各税・各料金における納税義務者、義務者(納税義務者以外の関係者、世帯員等を含まない)。		
その必要性	収納状況の把握、猶予措置(分納等)、滞納処分の執行において、正確に個人を特定し、滞納者に係る情報を名寄せする必要がある。また、他団体に対する滞納者に関する実態調査依頼、他団体からの滞納者に関する実態調査の回答においても同様に、正確に個人を特定し、滞納者に係る情報を名寄せする必要がある。		
④記録される項目	[ <input type="checkbox"/> 100項目以上 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 滞納者に関する記事、口座登録・連携ファイル関係情報 )</li> </ul> </li> </ul>		
その妥当性	<p>個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。          ・4情報及び連絡先、その他住民票関係情報:以下のために保有。          ①納税義務者への督促状、催告書、還付通知書を送付するため、②本人への連絡等のため、③滞納者宅への訪問徴収、納税相談、滞納処分執行等のため、④過誤納金の還付に係る事務手続きのため          ・地方税関係情報:各税、各料金の収滞納管理を行うために保有。</p>		
全ての記録項目	別添1を参照。		
⑤保有開始日	平成28年1月1日		
⑥事務担当部署	納税促進課		
3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( 市民課 )</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( デジタル庁 )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>		

②入手方法		[ <input checked="" type="radio"/> ] 紙      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)      [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール      [ ] 専用線      [ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] その他 ( )
③使用目的 ※		各税、各料金の徴収簿の管理、滞納整理、滞納処分、還付事務に係る手続き及び執行。
④使用の主体	使用部署	行政経営部納税促進課
	使用者数	[ <input type="checkbox"/> ] 10人以上50人未満      <選択肢> 1) 10人未満      2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満      4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満      6) 1,000人以上
⑤使用方法	I 徴収に関する事務 ・各税、各料金の徴収簿より調定に対する収納状況を把握し、滞納者へ滞納税額、延滞金の徴収を行う。 ・滞納者の実態、保有する各財産等(不動産、預貯金、保険、年金、その他動産、所得・収入、その他生活の状況に関する情報)を調査する。 II 督促状(催告書)、還付通知書の発送 ・滞納整理、滞納処分に向け、督促状(催告書)を発送する。 ・過誤納金の還付にあたり、還付通知書を発送する。 III 納税相談(納税猶予) ・滞納者に対する納税相談、納税猶予に係る各種申請により、分割納付、延滞金の減免等の措置について審査、決定する。 ・適宜、猶予、その他滞納整理に関する経過を記事に記録する。 IV 滞納処分の執行に係る手続き及び執行 ・差押書等の滞納処分に関連する通知書の送付、その他滞納処分の執行に係る手続きを行なう。また執行する。 V 過誤納金の還付に係る手続き及び執行 ・過誤納金の還付先の調査にかかる手続きを行い、執行する。	
情報の突合	(1)宛名情報と地方税関係情報を突合して、個人番号・法人番号の真正性を確認する。【上記 I】 (2)宛名情報と住民票関係情報、地方税関係情報、滞納者調査関係情報を突合して、個人番号・法人番号による滞納者に関する実態調査の依頼又は回答を行う。【上記 I】 (3)宛名情報と地方税関係情報、滞納処分関係情報、督促状発送情報、還付通知書発送情報、納税猶予関係情報、記事情報を突合して、個人番号・法人番号の名寄せで照会する、又は名寄せで催告に係る帳票等を作成する。【上記 I、II、III、IV】 (4)宛名情報と地方税関係情報を突合して、公金受取口座の真正性を確認する。【上記 V】	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		
委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> ] 委託する      <選択肢> 1) 委託する      2) 委託しない (      1 ) 件	
委託事項1	収納滞納管理システム保守業務	
①委託内容	・収納滞納管理システムの保守 ・ガバメントクラウドでのシステム構築・データ移行作業	
②委託先における取扱者数	[ <input type="checkbox"/> ] 10人未満      <選択肢> 1) 10人未満      2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満      4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満      6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 SBS情報システム	
再委託	④再委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> ] 再委託しない      <選択肢> 1) 再委託する      2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2~5		
委託事項6~10		

委託事項11～15	
委託事項16～20	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	他団体(各地方公共団体等)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
②提供先における用途	徴収事務
③提供する情報	滞納者関連情報(収納額、財産、その他備考、特記事項等)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者又は義務者のうち、他団体より滞納者に関する実態調査的回答依頼のある者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	提供を求められたら都度(平成26年度は合計約1600回)
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 **※**

<焼津市における措置>  
セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の内、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。

なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。

・日本国内でデータを保管している。

②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<ガバメントクラウドにおける措置>

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

## 7. 備考

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 宛名情報

個人番号、宛名番号、統合宛名番号、世帯番号、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、行政区コード、支所コード、地区コード、班コード、住民でなくなる日、住民でなくなる事由

### 分納誓約

誓約日、解除、分納区分、誓約区分、代理人氏名、郵便番号、住所1、住所2、住所3、電話番号、次回来庁日、次回誓約日、誓約理由、開始年月、納付方法、納付日、口座振替日、処理サイクル、先入金額、金額、回数、解除日、解除区分、加算月1、加算額1、控除月1、加算月2、加算額2、控除月2、加算月3、加算額3、控除月3、加算月4、加算額4、控除月4、督促基準日、延滞基準日、備考連番

### 分納備考

誓約日、分納誓約備考

### 分納期別

誓約日、解除、管理人宛名番号、科目コード、科目詳細コード、調定年度、年度分、算定団体コード、期割団体コード、通知書番号、論理期別、作成日、更新日、更新時間、更新職員宛名番号、更新端末番号

### 口座

解除、金融機関コード、支店コード、支店枝番、義務者氏名、名義人氏名漢字、名義人氏名カナ、預金種別、口座番号

### 分納詳細

誓約日、解除、誓約区分、納付年月、猶予区分、納付期限

### 分納優先設定

誓約日、猶予、年度、納期限、現年、本税、優先1、優先2、優先3、パターン

### 分納調定

調定区分、管理番号1、管理番号2、管理人宛名番号、科目コード、科目詳細コード、調定年度、年度分、算定団体コード、期割団体コード、通知書番号、論理期別、内訳未能額、内訳督促料、内訳延滞金、元調定

### 延滞金管理

科目コード、科目詳細コード、調定年度、年度分、算定団体コード、期割団体コード、通知書番号、論理期別、計算開始日、計算終了日

### 延滞金減免申請

受付番号、申請日、起案日、調査日、決裁日、申請者氏名、申請者郵便番号、申請者住所、納税義務者宛名番号、納税義務者氏名、納税義務者郵便番号、納税義務者住所、減免申請区分、減免割合(分子)、減免割合(分母)、申請理由、減免決定区分、減免決定割合(分子)、減免決定割合(分母)、減免決定理由、取消日、取消理由

### 期別毎延滞金減免

受付番号、科目コード、科目詳細コード、調定年度、年度分、算定団体コード、期割団体コード、通知書番号、論理期別、決裁区分、減免調定額、延滞金基準日、延滞金(減免前)、延滞金(減免後)

### 不動産公売管理

公売公告日、公売番号、起案日、決裁日、宛名番号、備考、公売状況、開始日、開始時間、終了日、終了時間、公売場所、公売方法、入札日、入札時間、入札場所、開札日、開札時間、開札場所、売却日、売却時間、売却場所、代金納付期限、代金納付時間、代金納付場所

### 口座登録・連携ファイル関係情報

### III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
徴収・滞納整理関連情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・書面様式を決定する際、本人が同居親族等以外の情報を誤って記載するがないようチェックを行う。          ・市内又は他市町村から情報を入手する際も、本人以外の情報を入手しないよう、事務マニュアルを作成。また実際に入手する際は上長の許可を得て行い、担当者及び上長にてダブルチェック。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	収滞納管理システムからは、当該事務で扱う科目(税・料金)に関する徴収・滞納整理関連情報ファイル及び、提供または移転されたファイルにのみアクセスでき、その他の事務に用いるファイルにはアクセスできないよう、アクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	収滞納管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDパスワードで認証を行っている。
その他の措置の内容	システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は5年間保存している。また記録は月1回セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認している。
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない	
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢>	1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容			<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的外の使用的の禁止</li> <li>・特定個人情報ファイルの閲覧者</li> <li>・更新者を制限</li> <li>・特定個人情報の提供先の限定</li> <li>・情報漏えいを防ぐための保管に責任を負う</li> <li>・情報が不要となったときまたは要請があつたときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる</li> <li>・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする</li> <li>・必要に応じて、当市が委託先の視察</li> <li>・監査を行うことができる</li> <li>・委託契約終了後の特定個人情報ファイルの取扱い</li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法			<p>委託先を選定する際、委託先の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認している。チェック項目概要是以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護に関する規程、体制の整備</li> <li>・個人情報保護に関する人的安全管理措置</li> <li>・個人情報保護に関する技術的安全管理措置</li> </ul>
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢>	1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			<p>・番号法及び個人情報保護法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供について、具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書きだしたマニュアルを整備しており、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。年1度の研修、個人情報保護の理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。</p>
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

## リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

## リスク2：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

## 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>			
①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。			
②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。			
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>			
①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。			
②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。			
③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。			
④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容			
再発防止策の内容			
他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<物理的対策:中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。  
なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。
  - ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。
  - ・日本国内でデータを保管している。

<技術的対策:中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーチャルマシンの更新を行う。
- ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
- ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。
- ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
- ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。

<物理的対策:ガバメントクラウドにおける措置>

- ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。
- ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

<技術的対策:ガバメントクラウドにおける措置>

<ガバメントクラウドにおける措置>

- ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
- ②地方公共団体が委託したASP「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
- ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。
- ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、バーチャルマシンの更新を行う。
- ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
- ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。
- ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。
- ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

<消去:ガバメントクラウドにおける措置>

データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

## 8. 監査

実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査	[ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
-------	---	---	-----------------------------------

## 9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> ] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	--

具体的な方法

初任時、及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。

## 10. その他のリスク対策

### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

### <ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行することで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

## IV 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	焼津市行政経営部納稅促進課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 納稅促進課054-626-1140
②請求方法	・「個人情報の保護に関する法律」及び「焼津市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。 ・市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津1丁目6番地の1 054-623-4791
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせであれば、その事実確認を行うために、相応の処理期間を要する。

## V 評価実施手続

### 1. 基礎項目評価

①実施日	令和5年5月11日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)

### 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】

①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	

### 3. 第三者点検【任意】

①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月6日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市総務部総務課 法規文書担当 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番3 2号 054-626-2151	焼津市財政部納税促進課、財政部収納対策課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番3 2号 納税促進課054-626-1140、収納対策課05 4-626-2148	事前	
平成28年6月1日	特定個人情報ファイルの取扱いの委託	株式会社 ティージェイエス	株式会社ベルキャリエール 静岡支店	事前	
平成29年1月26日	評価実施機関名	静岡県焼津市長 中野 弘道	静岡県焼津市長	事前	
平成29年1月26日	評価実施機関における担当部署 ①部署	財政部納税促進課、財政部収納対策課	財政部納税促進課	事前	
平成29年1月26日	評価実施機関における担当部署 ②所属長	納税促進課長 山梨 育宏、収納対策課長 田島 和幸	納税促進課長 楠田 隆弘	事前	
平成29年1月26日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 前請求先	焼津市財政部納税促進課、財政部収納対策課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番3 2号 納税促進課054-626-1140、収納対策課05 4-626-2148	焼津市財政部納税促進課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番3 2号 納税促進課054-626-1140	事前	
平成29年1月26日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ ①連絡先	焼津市総務部情報政策課 情報政策担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市総合政策部情報戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事前	
令和1年11月29日	評価実施機関における担当部署 ②所属長	納税促進課長 山梨 育宏、収納対策課長 田島 和幸	納税促進課長 小池 善栄	事前	
令和1年11月29日	基本情報 ⑥事務担当文書	財政部納税促進課、財政部収納対策課	納税促進課	事前	
令和1年11月29日	特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	2件	1件	事前	
令和1年11月29日	特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託件数減により委託事項2の削除		事前	
令和1年11月29日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ ①連絡先	焼津市総合政策部情報戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事前	
令和2年1月24日	I. 基礎項目評価	2015/6/30	2020/1/24	事前	
令和3年8月11日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	事前	9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月11日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署①部署	財政部納税促進課	行政経営部納税促進課	事後	
令和3年8月11日	IIIリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事前	
令和3年8月11日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	焼津市財政部納税促進課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番3 2号 054-626-1140	焼津市行政経営部納税促進課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番3 2号 054-626-1140	事後	
令和3年8月11日	IV開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和3年8月11日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	2019/11/29	2021/8/11	事後	
令和3年8月11日	II特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	財政部納税促進課、財政部収納対策課	行政経営部納税促進課	事後	

令和4年12月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	・納稅義務者、義務者に対する徵收簿の作成、逐次更新。 ・再発行納付書の発行。 ・督促状(催告書)の発送。 ・納稅義務者、義務者に関する滞納整理用の調査依頼書、各種通知書の発行。 ・滞納者の処分状況の管理。 ・不能欠損、時効完成日の管理。	・納稅義務者、義務者に対する徵收簿の作成、逐次更新。 ・再発行納付書の発行。 ・督促状(催告書)、還付通知書の発送。 ・納稅義務者、義務者に関する滞納整理用の調査依頼書、各種通知書の発行。 ・滞納者の処分状況の管理。 ・不能欠損、時効完成日の管理。 ・情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能。	事後	令和4年1月1日施行の法改正に伴うもの
令和4年12月31日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表第一の16・101の項	事後	令和4年1月1日施行の法改正に伴うもの
令和4年12月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	番号法第19条第8号 別表第二の27・121の項	事後	令和4年1月1日施行の法改正に伴うもの
令和4年12月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 ・業務関係情報	[○]地方税関係情報 [○]その他(滞納者に関する記事)	[○]地方税関係情報 [○]その他(滞納者に関する記事、口座登録・連携ファイル関係情報)	事後	令和4年1月1日施行の法改正に伴うもの
令和4年12月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報及び連絡先、その他住民票関係情報:以下のために保有。 ①納稅義務者への督促状、催告書を送付するため、②本人への連絡等のため、③滞納者宅への訪問徵収、納稅相談、滞納処分執行等のため ・地方税関係情報:各税、各料金の収滞納管理を行うために保有。	個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報及び連絡先、その他住民票関係情報:以下のために保有。 ①納稅義務者への督促状、催告書、還付通知書を送付するため、②本人への連絡等のため、③滞納者宅への訪問徵収、納稅相談、滞納処分執行等のため、④過誤納金の還付に係る事務手続きのため ・地方税関係情報:各税、各料金の収滞納管理を行うために保有。	事後	令和4年1月1日施行の法改正に伴うもの
令和4年12月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署(市民課)	[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署(市民課) [○]行政機関・独立行政法人等(デジタル庁)	事後	令和4年1月1日施行の法改正に伴うもの
令和4年12月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]紙 [○]府内連携システム	[○]紙 [○]府内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム	事後	令和4年1月1日施行の法改正に伴うもの
令和4年12月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	各税、各料金の徵收簿の管理、滞納整理、滞納処分の執行に係る手続き及び執行。	各税、各料金の徵收簿の管理、滞納整理、滞納処分、還付事務に係る手続き及び執行。	事後	令和4年1月1日施行の法改正に伴うもの
令和4年12月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 ⑤使用者数	10人以上50人未満	100人以上500人未満	事後	令和4年1月1日施行の法改正に伴うもの
令和4年12月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	I 徵収に関する事務 ・各税、各料金の徵收簿より調定に対する収納状況を把握し、滞納者へ滞納税額、延滞金の徵収を行う。 ・滞納者の実態、保有する各財産等(不動産、預貯金、保険、年金、その他動産、所得・収入、その他生活の状況に関する情報)を調査する。 II 督促状(催告書)の発送 ・滞納整理、滞納処分に向け、督促状(催告書)を発送する。 III 納稅相談(納稅猶予) ・滞納者に対する納稅相談、納稅猶予に係る各種申請により、分割納付、延滞金の減免等の措置について審査、決定する。 ・適宜、猶予、その他滞納整理に関する経過を記事に記録する。 IV 滞納処分の執行に係る手続き及び執行 ・差押書等の滞納処分に関連する通知書の送付、その他滞納処分の執行に係る手続きを行ふ。また執行する。 V 過誤納金の還付に係る手続き及び執行 ・過誤納金の還付先の調査に係る手続きを行い、執行する。	I 徵収に関する事務 ・各税、各料金の徵收簿より調定に対する収納状況を把握し、滞納者へ滞納税額、延滞金の徵収を行う。 ・滞納者の実態、保有する各財産等(不動産、預貯金、保険、年金、その他動産、所得・収入、その他生活の状況に関する情報)を調査する。 II 督促状(催告書)、還付通知書の発送 ・滞納整理、滞納処分に向け、督促状(催告書)を発送する。 ・過誤納金の還付にあたり、還付通知書を発送する。 III 納稅相談(納稅猶予) ・滞納者に対する納稅相談、納稅猶予に係る各種申請により、分割納付、延滞金の減免等の措置について審査、決定する。 ・適宜、猶予、その他滞納整理に関する経過を記事に記録する。 IV 滞納処分の執行に係る手続き及び執行 ・差押書等の滞納処分に関連する通知書の送付、その他滞納処分の執行に係る手続きを行ふ。また執行する。 V 過誤納金の還付先の調査に係る手続き及び執行 ・過誤納金の還付先の調査に係る手続きを行い、執行する。	事後	令和4年1月1日施行の法改正に伴うもの
令和4年12月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	(1)宛名情報と地方税関係情報を突合して、個人番号・法人番号の真正性を確認する。【上記 I】 (2)宛名情報と住民票関係情報、地方税関係情報、滞納者調査関係情報を突合して、個人番号・法人番号による滞納者に関する実態調査の依頼又は回答を行う。【上記 I】 (3)宛名情報と地方税関係情報、滞納処分関係情報、督促状発送情報、納稅猶予関係情報、記事情報を突合して、個人番号・法人番号の名寄せで照会する、又は名寄せで照会する、又は名寄せで帳票等を作成する。【上記 I、 II、 III、 IV】	(1)宛名情報と地方税関係情報を突合して、個人番号・法人番号の真正性を確認する。【上記 I】 (2)宛名情報と住民票関係情報、地方税関係情報、滞納者調査関係情報を突合して、個人番号・法人番号による滞納者に関する実態調査の依頼又は回答を行う。【上記 I】 (3)宛名情報と地方税関係情報、滞納処分関係情報、督促状発送情報、還付通知書発送情報、納稅猶予関係情報、記事情報を突合して、個人番号・法人番号の名寄せで照会する、又は名寄せで照会する、又は名寄せで帳票等を作成する。【上記 I、 II、 III、 IV】 (4)宛名情報と地方税関係情報を突合して、公金受取口座の真正性を確認する。【上記 V】	事後	令和4年1月1日施行の法改正に伴うもの

令和4年12月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)ファイル記録項目 口座登録・連携ファイル関係情報	宛名情報 分納誓約 分納備考 分納期別 口座 分納詳細 分納優先設定 分納調定 延滞金管理 延滞金減免申請 期別毎延滞金減免 不動産公売管	宛名情報 分納誓約 分納備考 分納期別 口座 分納詳細 分納優先設定 分納調定 延滞金管理 延滞金減免申請 期別毎延滞金減免 不動産公売管 口座登録・連携ファイル関係情報	事後	令和4年1月1日施行の法改正に伴うもの
令和5年5月11日	IV開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和5年5月11日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	2021/8/11	2023/5/11	事後	
令和5年5月11日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 ②請求方法	・焼津市個人情報保護条例に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。 ・市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。	・「個人情報の保護に関する法律」及び「焼津市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。 ・市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。	事後	
令和5年5月11日	IIIリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法及び番号市個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供について、具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書きだしたマニュアルを整備しており、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。年1度の研修、個人情報保護の理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。	・番号法及び個人情報保護法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供について、具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書きだしたマニュアルを整備しており、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。年1度の研修、個人情報保護の理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。	事後	
令和7年6月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津1丁目6番地の1 054-623-4791	事後	
令和7年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	収滞納管理システムのシステム保守における特定個人情報ファイルの一部の取扱い	収納滞納管理システム保守業務	事前	
令和7年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	収滞納管理システムのシステム保守を行うために必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託	・収納滞納管理システムの保守 ・ガバメントクラウドでのシステム構築・データ移行作業	事前	
令和7年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<焼津市における措置> セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の内、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。	<焼津市における措置> セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の内、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAPP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。  <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	

令和7年6月1日	IIIリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	追加	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みが設けられている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用するにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うこと、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事前
令和7年6月1日	IIIリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	追加	<p>&lt;物理的対策:中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。</li> <li>・日本国内でデータを保管している。</li> </ul> <p>&lt;技術的対策:中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行なう。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーチャルファイルの更新を行なう。</p> <p>③導入しているOS及びドングルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行なう。</p> <p>④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</p> <p>⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>	事前
令和7年6月1日	IIIリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置(つづき)	追加	<p>&lt;物理的対策:ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>&lt;技術的対策:ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第10版】」令和4年1月「デジタル庁」以下「利用基準」という。）に規定するASPをいう。下同。又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドを提供するマネージドサービスにより、ネットワークアライアンス、データアクセスバーサン、アクアント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、バーチャルファイルの更新を行なう。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びドングルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行なう。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を扱うするシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>&lt;消去:ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>データの復元がなれないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	事前

令和7年6月1日	IIIリスク対策 10. その他のリスク対策	追加	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	
令和7年7月25日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16・101の項	番号法第9条第1項 別表24・135の項	事後	法改正に伴うもの
令和7年7月25日	I 基本情報 5. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27・121の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48・160の項	事後	法改正に伴うもの
令和7年7月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先1	番号法第9条第1項 別表第一の16、別表第二の項	番号法第9条第1項 別表24の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	法改正に伴うもの
令和7年7月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用者数	100人以上500人未満	10人以上50人未満	事後	